



春と秋はアサリの産卵期
特に水温の上昇する春は
どんどん太るため、いち
ばん美味しい時期。
砂抜きして、冷凍すると
さらにうま味UP!
調理は冷凍のままです。

くらしのアンテナ

医師の処方する薬には、新薬と呼ばれる「先発医薬品」と、先発医薬品の特許が切れた後にそれと同じ有効成分で作る「後発医薬品」の2種類があります。この後発医薬品をジェネリック医薬品（以下「ジェネリック」という）と呼びます。

新薬は、150億円を超える費用と10年以上の年月をかけて開発されます。特許期間は20～25年です。その特許期間が切れると、他の医薬品メーカーは、主成分が同じ医薬品を開発・販売することが出来ます。

ジェネリックは、先発医薬品の効能・治癒力・副作用などのデータを集め、さらに飲みやすさや保存性などの研究・試験が繰り返し行われます。また、効能・治癒力などは新薬で実証されていますから、3～5年の期間と数千万円の費用で開発することができます。つまり、ひとつの薬にかかる金額が違うので、ジェネリックは安価で販売できるのです。およそ30～50%も安くなります。



わたしはジェネリック医薬品を希望します

国の歳出の1/3を占める社会保障費。その中の30%が医療費に充てられています。それが毎年5%近く増えているのが現状です。国は医療機関に対し、診療報酬加算などを行い、ジェネリックの使用を促進しています。ジェネリックの使用は、私たちの負担を減らすだけでなく、国の緊迫した財政を支えることにもなるのです。

ジェネリックを希望する場合、医師へ直接伝えたり、市や協会けんぽ、健康保険組合から配布されている「ジェネリック医薬品希望」のシールやカードを、診察券や保険証に貼ったり、添えたりする方法があります。

ジェネリックを上手に使って、薬代を節約しましょう。

ちょこっと情報



☆ ラップで磨けばピッカピカ ☆

汚れや焦げついた鍋・IHのトップ・レンジなどの汚れをクレンザーで磨くとき、ラップをちょこっとたんで使うときれいになります。

スポンジや布のように磨き粉が浸み込むことがないので、クレンザーの威力が100%使えるというわけです。

ラップは使ったもので十分！
捨てる前のもうひとはたらき。



「ちょこっと情報」コーナーへの、アイデアを大募集。簡単おやつ、お手軽そうじetc.

消費生活センター 開設40周年

すこやかかないのちを未来につなぐために

センターからのメッセージ

私達は毎日の生活の中で、必要とする品物を選び、買うという行為によって、どのような社会であってほしいか、意思表示をしているといえます。



何を選び、どこで買い物をするか。

その選択によっても、社会は変わっていきます。

私達には社会を変えていく「ちから」があるのです。

そのちからを自覚し、発揮しましょう。

まず、「良い品」「健全な品」を選ぶようにしましょう。支持され選ばれた品は残り、支持されなかった品はやがて消えてゆきます。「選ぶ」ことは責任を伴っている行為でもあります。そのためには、生産の現場や生産者の実情を知ること大切です。何が「良い品」かを見分ける目もそこから養われ、「もったいない」「ありがたい」の心も培われます。

“市民パワー”で安心・安全を

つぎに「おかしい・変だ」と思うことをそのままにせず、声を出しましょう。

私たちの生活をとりまく疑問、不安、なぜ?などさまざまなことにアンテナを張り、小さなことでも声をあげることが大切です。

消費者の安全および暮らしの向上のため、消費者基本法では、知る権利・選ぶ権利・安全である権利・要求する権利等、さまざまな権利擁護が謳われています。それと同時に消費者としての責務も求められています。

消費者が自発的に学び、声を上げ、行動することによって、これらの権利は生かされ、私達が望む、よりよき暮らしへとつながります。

“すこやかかないのちを未来へ”の想いをつなぐため、

消費生活センターの活動をさらに多様なものとし、皆さまとともに、実りあるものにしていきたいと思ひます。



こんなことをしています

羽村市消費生活センターでは、消費生活に関する学習や実習、情報や資料の提供、消費者相談など、年間を通してたくさんの取り組みをしています。たとえば・・・

体験教室

*夏休み親子体験教室
生活者としての自覚を育むために、夏休みを利用し、親子で楽しく体験できる内容です。

「お鍋でご飯を炊こう!」
「豆腐づくり」「下駄づくり」
「ソーラーおもちゃづくり」など

*一日生活教室

“男子厨房に入ろう!”
「親父の料理」です。

料理の手順やごみの始末などを学び、生活力UPを目指します。

「酒の肴」「おせちに挑戦」
「ベーコンづくり」
「皮からつくる本格餃子」など!



消費生活講座

バス見学会・講座・もの作り体験など、幅広い世代を対象にさまざまな分野を取り上げて、年3~4回開催しています。
「有機農業の実践農場バス見学会」(霜里農場)
「腸元気は超元気」(辨野氏講演会)「ある精肉店の話」(映画)
「手前味噌作り」(実習)など。



移動消費生活センター



保育園・幼稚園・小中学校などに出向いて、「お面劇」「小学生も消費者です」「糖度・着色料実験」「ゴミの分別」などを行っています。

センターだより



発行は年4回(4,7,10,1月)市の広報と一緒に配られています。環境やごみ問題や食品安全など、暮らしの問題や役立つ情報などを、幅広くわかりやすいかたちでお知らせしています。

消費生活相談

「振り込め詐欺」「投資トラブル」「架空請求」「電話勧誘販売」など、消費生活に関する問題について、専門の相談員が解決の為のお手伝いをしています。



消費者活動の流れ

戦後食糧を手に入れるのに国民すべてが必死だったその時代、餓死の怖れが第一で、食の安心・安全どころではありませんでした。開発途上の時代はとくに経済が優先され、日本でもさまざまな公害や食の安全が脅かされる事態が生じていました。真つ赤なソーセージ、真つ赤なタラコ、蟻さえ素通りする人工甘味料入りジュースなど、今では考えられないような食品が出回っていました。



しかもその当時、消費者を守る法律も確立されておらず(消費者基本法1988年)、食品に使われている添加物の情報や製造過程を知る手がかりもほとんどありませんでした。そのような時代に羽村で子ども達の「いのち」を守りたいとの一途の思いで先輩たちが声をあげ、安心・安全な「豆腐・ハム・ソーセージ」などを業者と共に実現していった経緯は前号で紹介したとおりです。

高度経済成長時代に入り、食料の大量輸入に伴い、BSEや遺伝子組み換え問題など、食の安全が揺らぐ事態が生じ、「食品安全基本法」(2003年)が制定されることになりました。また、暮らしが豊かになると同時に大量生産・大量廃棄による大量のごみが大きな社会問題として浮上

てきました。「ごみ戦争」という言葉が生まれる程、「ごみ」の処理に腐心してきた時代でもありました。羽村でも昭和58年度の「第4回消費者の日」に「ごみ問題をみんなで考えよう」をテーマに、消費者・事業者・行政3者が一体と



なつて話し合いの場を持ったのを初めとして、その後平成12年度まで13回にわたつて、同じテーマで「消費者の日」を開催してきました。このような草の根の活動と社会の機運の高まりも相まって平成14年「ごみの有料化」と15種類の「ごみの分別」(その後2種類追加)へとつながっていきました。さらに羽村では早い時期から「レジ袋からマイバッグへ」をめざし、市民や商店に働きかけをしてきました。そのような活動も徐々に増え、今ではマイバッグを持っていくのが当たり前になりました。



より良い方向に社会を動かしていくには長い年月がかかります。そのことに情熱を持ち続け、「諦めない」で取り組んできた先輩たちの姿勢を次世代へバトンタッチしていきたいと思ひます。

第1回消費生活講座

秩父の味 ヤマブの味噌工場見学

日時：5月27日(水) 午前8時30分～午後5時
 集合：8時15分 羽村市役所正面玄関前
 参加費：500円(入館料・保険料などを含む)
 申し込み：4月6日(月)～17日(金) 定員25名
 持ち物：飲み物、昼食 *みそ汁が用意されています

お味噌はどのように作られるの？
 味噌作りの工程を見学し、味や色の違いと原料の関係なども学びます。

*途中、秩父神社、秩父まつり会館も見学します。



第44回 青空市

開催日：5月16日(土) 9時～12時
 場所：富士見公園Cグラウンド
 区画数：100
 雨天やグラウンド状態不良の場合は中止

出店申し込み

4月19日(日) 9時～12時
 消費生活センター1階
 出店料 800円
 おつりのないようお願いします

DVDによる学習会



『有機農業で生きる』
 「生きること」「耕すこと」
 「食べること」に関心をもつすべての人へ。

日時：5月25日(月)
 10時～11時30分
 場所：消費生活センター活動室

上記についてのお問い合わせ、お申し込みは 消費生活センター

TEL:042-555-1111(内線640) FAX:042-555-5535

消費生活センター相談室からのお知らせ

消費生活相談室は皆様が生活していく中でおこった、契約に関するお困りごとやお悩みについてのご相談に応じています。
 平成26年度はこんなご相談をお受けしました。

- *携帯に覚えのない「アダルトサイト料金が未納、連絡をいただけないと法的手段をとる」というメールが来て困惑。
- *大手証券会社を名乗る電話があり、当市在住者のみ購入の権利がある社債の案内がきたら買い取ると言われた。信用できるか。
- *特設会場で3日間限り米や卵等が無料と書かれたチラシがポストに入っていたが、怪しい商法か？
- *繁華街で雑誌モデルにならないかと声を掛けられ了承しスマホで写真を撮られた。一次審査を通ったとの連絡があったが業者は信用できるのか？
- *ネット通販でスポーツシューズを注文しカード決済したが1ヶ月たっても商品が届かず、店にメールで問合せても返信がなく電話もつながらない。

おかしいなと思ったら契約前にご相談を！
 もし、契約してしまっても解約できる場合もありますのでまずはご相談ください。

困ったら、まず消費生活センターへ！

相談日・相談時間
 月～金曜日
 午前9時～12時
 午後1時～4時
 TEL(042) 555-1111
 (内線 641)



● 羽村市消費生活センター ●
 羽村市緑ヶ丘5-1-30
 電話 (042)555-1111(641)
 FAX (042)555-5535